

平成26年 6月27日

お 知 ら せ

資料提供

三次記者クラブ

## 平成26年度「江の川（上流）河川サポーター」が 決まりました。

三次河川国道事務所の取り組みとして、広島県内の江の川流域にお住まいの方から、ボランティアで日常生活の中での河川に関する身近な情報を教えていただくため、江の川（上流）河川サポーターを公募したところ、7名の応募がありました。

**この度、下記の7名の方に「江の川（上流）河川サポーター」として活動していただくことが決まりました。**

平成26年7月2日、三次河川国道事務所長から任命書をお渡しし、今後一年間の活動をお願いすることとしています。

任期は、平成26年7月1日から平成27年6月30日です。

### 河川サポーター

<small>ひらおか</small> <b>平岡</b>	<small>たけよし</small> <b>武義</b>
<small>たけもと</small> <b>竹本</b>	<small>たかし</small> <b>孝司</b>
<small>おき</small> <b>沖</b>	<small>たけし</small> <b>剛志</b>
<small>いしい</small> <b>石井</b>	<small>ひさとし</small> <b>久敏</b>
<small>ゆみかけ</small> <b>弓掛</b>	<small>げん</small> <b>元</b>
<small>なかむら</small> <b>中村</b>	<small>まさゆき</small> <b>正之</b>
<small>うえもんど</small> <b>上門戸</b>	<small>ひろゆき</small> <b>廣幸</b>

（敬称略、順不同）

問い合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副所長（河） むかい **向田** たかし **隆史**

担当 占用調整課長 い **伊ヶ崎** やすこ **康子**

広報窓口担当 建設専門官 みぞ **溝川** かつ **克巳**

TEL(0824)63-4121

FAX(0824)63-3132

平成26年度

## 江の川（上流）河川サポーターの任命

日時 平成26年 7月 2日 10:00～

場所 三次河川国道事務所 第一会議室

### 次 第

1. 河川サポーター任命書の交付
2. 三次河川国道事務所長あいさつ
3. 河川サポーターの活動に当たっての説明
4. 参加者自己紹介等
5. 閉会

## 平成26年度 江の川（上流）河川サポーター募集要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を更に進め、あわせて河川愛護思想の普及、及び河川の適正な維持管理を実施するための河川サポーター制度を実施します。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として河川サポーターを以下のとおり公募いたします。

### 1. 活動内容

サポーターは日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者にお伝えいただくことが主な活動です。定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容としては、次の事項をボランティアでサポーターとして河川管理者に連絡していただくことが主です。

- ①河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象について
- ②ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した事象について
- ③近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望について
- ④その他、特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、上記の活動に加え、余暇時間で対応できるような範囲で、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及・啓発活動にご協力下さい。

なお、サポーターの活動は、全て任意の活動であり、その活動に義務を求めるものではありません。

### 2. 活動範囲

活動範囲は以下の範囲とします。

- |              |   |
|--------------|---|
| 【1. 三次市管内】   | ・江の川(安芸高田市との境～島根県との境まで)<br>・馬洗川(江の川との合流点～新鳥居橋)<br>・西城川(馬洗川との合流点～旭橋)<br>・神野瀬川(布野川との合流点～江の川への合流点)<br>の各沿川 |
| 【2. 安芸高田市管内】 | ・江の川の沿川(土師ダム直下流～三次市との境)   |

### 3. 応募資格

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行出来る活動力

を有する満20才以上の方で、上記2. の活動範囲(河川)から おおむね5km以内に居住の方。

#### 4. 委嘱方法と任期

河川サポーターは、国土交通省三次河川国道事務所長が任命します。  
任期は平成26年 7月 1日から1年間です。

#### 5. 募集人員

三次市及び、安芸高田市から若干名

#### 6. 手当

手当等の支給はありません。(無報酬です)。

#### 7. 選考方法

- ① 選考は、年齢、地域構成等を総合的に勘案して、三次河川国道事務所に設ける選考委員会により選考させていただきます。
- ② 選考結果は、郵送等にて応募者に通知します。

#### 8. 応募方法

郵便及びファックス又は、下記記載のメールアドレスまで、下記記入要領のとおり該当事項を記入のうえ、平成26年 6月20日までに応募先まで送付してください。  
電話での応募は、受け付けていません。

(記入要領)

①氏名

②年齢

③住所

④電話番号(Fax番号、メールアドレス)

⑤職業

農業・漁業・林業・自営業・会社員・学生・その他( )

⑥これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験

⑦応募理由、自己PRなど

#### 9. 応募先・問い合わせ先

〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号

国土交通省三次河川国道事務所 占用調整課 伊ヶ崎・前田

TEL:(0824)63-4121(代表)

FAX:(0824)63-3132

Email: info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp